

17世紀鄭氏台湾の滅亡による 環シナ海地域システムの再編成について

黒木國泰

Reconstruction of the Political Trading Network in the China Sea
After Zheng (Cheng) regime ended in the 17th century Taiwan

Kuniyasu KUROKI

はじめに

近世の朝鮮国は、日本と対等の外交関係にあったと考えられている。さらに相互に自国が相手方よりも上位であるとの自己認識を持っていたと理解されている。⁽¹⁾

たしかに外交儀礼等に国家間の階層秩序が具現されている。その限りでは、日本と朝鮮国とは対等であったかに見える。しかしながら、17世紀初期における両国の国際環境をみると、実質的に力の論理で決定づけられた側面を考えなければならない。すなわち、宗主国明朝中国の衰亡に伴い、琉球国はもとより、朝鮮国についても程度の違いはあるが、江戸幕府から屈辱的な情況を強いられており、これを受け入れている。

日本の鎖国制度の根幹をなすものは、周知の通りキリスト教禁止令である。このキリスト教禁止令が施行された範囲を、鎖国圏域と呼びうるのではなかろうか。この観点からみて、琉球国については上原兼善氏が明らかにしているとおり、1634年に八重山でのキリスト教徒が焚刑に処されており、日本と同様のキリスト教禁止令が実行されている。つまり、琉球国は日本における「異域」として鎖国圏域の中にあり続けたのである。⁽²⁾

一方、朝鮮国については、この観点からは議論されてこなかった。小稿の第一のねらいは、江戸幕府からの要請での朝鮮国海域におけるキリスト教禁止令について、初步的な考察を行うことである。

17世紀から19世紀に至る幕藩体制期の環シナ海地域の政治システムを、日本からの視点で見たときに、中国の明朝滅亡と清朝中国の成立、鄭氏国家の反清朝戦争と滅亡、及び欧米帝国主義の侵略に対処する日本の外交、つまり鎖国体制と海防システムの変容を基軸に時代区分すると、次の5つの時期に分けて考えることができる。⁽³⁾

(1) 第一期 幕藩体制成立から鎖国以前の中世的な自由貿易が行われた時期。

すなわち中世的自由貿易システムから鎖国体制への移行期。

(2) 第二期 1639年ポルトガル船来航禁止と翌年の来航ポルトガル船乗員を処刑。

ポルトガル船の来襲に備える海防体制の整備、遠見番所を置き、幕府船手（海軍）の西南日本防備。キリスト教流入に対する警戒取締を実行。この時期のポルトガルはすでに弱体だったので、来襲は幻影ではあったが、この期の幕府にとっての最大の課題であった。⁽⁴⁾

幕府にとっての第2の課題は、中国明王朝滅亡（1644年）前後における中国人難民の流入阻止であった。第3の課題は「漂着」唐船唐人を長崎に回送し、取り調べの上、中国に回送するためのシステム整備であった。

この時期は、鄭成功鄭氏と清朝との戦争が行われていた。鄭氏が環シナ海制海権を握っており、鄭氏配下の安海船の長崎来航が圧倒的に多い時期であった。また朝鮮と清朝との戦いもあり、長崎を通した対朝鮮武器等抜け荷交易があった。

長崎華僑社会は、唐通事顕川藤左衛門道隆ら閩南幫（南福建出身の華僑華人ネットワーク）が領導した鄭氏国家との貿易が中心であり、閩南幫が長崎貿易の主導権を握っていた時代である。

（3）第三期 台湾鄭氏が清王朝中国に降伏した1683年から後の時期

長崎貿易唐船が急増し、貿易制限令により積み戻り唐船が増加し、抜け荷が増えた。抜け荷の防止対策とキリストン入国への阻止のため、長崎市街での唐人雜居が禁止され、元禄2年1番船唐人から唐人屋敷（唐館）に収容されることになった。

（4）第四期 寛政の改革以降、ロシアの南下政策に対処し、北方領土の測量と政治的領土確定への努力がみられた時期。

（5）第五期 19世紀幕末に、ロシア船イギリス船アメリカ船が日本に交易開国を強要した時期。

中国がアヘン戦争に敗北したとの情報が日本に入る。畏敬の念を抱いていた中国の惨状を知り、歐米列強異国船襲撃に対する危機感が高まった。

幕藩体制崩壊へ動くとともに、唐船取締を軽視、廃止した。

環シナ海の17世紀は、激動の時代である。1609年には、琉球国が鹿児島藩－日本に服属、日本は30年代に鎖国体制に入り、近世対外システムができあがった。すなわちポルトガル船来航禁止、唐船等の長崎での貿易のみならず、漂流漂着異国船の長崎回送制度、海防システムを含めての鎖国システムである。しかしながら、なお中世的な自由貿易を継続しようとする動きが、正規ルートの長崎貿易の中においてすらみえる。1683年まで長崎貿易を牛耳っていた鄭氏のみならず、古来の沖縄－黒潮海流沿海地域等の海民による交易や中世的な倭寇的海商による交易も静かに存続している。

第一期第二期の国際的契機として、明朝が弱体化し滅亡したことによって引き起こされた2つのうねりがある。一つは朝鮮半島における北からの満州族・清朝の軍事的政治的圧力に抗する李氏朝鮮による日本からの武器・硫黄等の禁制品への需要、二つには閩南（南福建）海商の拠点である台湾鄭氏の対清朝戦争への商業的・軍需的協力を民間レベルにおいて行っていたことによる。

小稿の第二のねらいは、後者のうねりが静まること、すなわち台湾鄭氏が清朝に降伏したのちの環シナ海地域システムの再編成を考えることである。さらにこの波動が北方環シナ海地域、すなわち朝鮮－日本海域に創出した新たな政治的バランスについても、通航一覧、朝鮮王朝実録、清実録、華夷変態などを用いて初步的な考察を試みたい。また、南九州の視点から17世紀環シナ海地域シ

ステムの変容を鳥瞰しようと試みたものである。

一 鄭氏降伏後の環シナ海地域システムの再編成と琉球国、鹿児島藩

鄭氏降伏後の抜け荷激増対策の一環として、幕府は元禄6(1693)年に島津氏を通して、琉球国に漂着した清国船・オランダ船の長崎回航にあたっては、警固船・挽き船だけを差し添えることとし、琉球人が清国船・オランダ船に乗船することを禁じた（薩藩旧記雑録追録）。質唐人もとてはならぬという徹底した抜け荷対策である。

同じく対馬藩に対しても、元禄6年2月に漂着唐船から「新規に」人質を取らず、順風あらば出帆させるように定めた。（『長崎県史』史料編二 683ページ、金指正三『近世海難救助制度の研究』125ページ）

これより先、もともと水軍に欠けた清朝が、沿海民を味方につけるため、彼らが尊崇する航海の守護神＝媽祖を天帝の天妃⁽⁵⁾の位から皇后である天后に格上げした。これにより、とりわけ閩南の船乗りを懷柔し、ついには鄭氏水軍を打ち破ることができたと理解されている。

清朝は鄭氏東寧国を降伏（1683年）させた翌年（1684）4月に台湾を清朝中国の領土とした。⁽⁶⁾ 環シナ海の制海権を確保したことにより、翌84年（康熙23年、貞享元年）に、琉球国に対して、朝貢ルートを使っての海難難民の送還を命じた。（康熙23年8月22日付け中山王宛て礼部咨文『歴代寶案』）

しかし、この琉球国に漂着した唐船・朝鮮船等の送還が、中国のオフィシャル・ルートを通してただちに行われるようになったわけではなかった。幕府は、この体制をすぐには容認しなかった。

一方、康熙帝が遷界令を廃止し、海禁を解除したため、長崎貿易をめざす唐船が激増し、17世紀の80年代後半には年間100隻を超える唐船が殺到した。1688年には対抗して幕府は貿易制限政策を出した。

関連して元禄元年（1688）11月4日に、島津氏は琉球国に対し、琉球来航の清国船との交易を禁じ、「漂着」清国船はそのまま帰帆させるように命じた。（薩藩旧記雑録追録）

「漂着」清国船を長崎に回航させてなく、そのまま帰国させるという。通商を求めて琉球に来貢する唐船に対する「私貿易」禁止を再確認するとともに、送還についての幕府の政策変更であった。が、しかし朝貢ルートによる送還をなおも認めなかった。

鄭氏降伏後の環シナ海地域システム再編成過程の中で、元禄9年（1696）がターニングポイントになると考えられる。『鹿児島県史料』旧記雑録追録1、2624の元禄9年（1696）6月28日付の老中連署奉書に、

琉球國江漂着之唐船、（A）前々破船不仕時者、從琉球歸帆申付、其段長崎江從其方被相達候、若破船候得者唐人共長崎江送遣之候、（B）然處今度琉球國中山王其方迄相願候者、如跡々大清

國江進貢船遣候付而、以來漂着之唐人并出所不相知候異國船致破船候共、福州迄送遣度候、(C)且又南蠻船者不及申、切支丹宗門疑敷異國船漂着、若破船候者唐人并荷物等共長崎江送越度候之旨、中山王願之通被差免之、勿論如前々商賣之儀者弥堅停止可被申付候、右之趣長崎奉行江茂相達候間、可被得其意候、恐々謹言

とある。概略次の通りである。

これまでには、(A) 琉球国への漂着唐船を破船でなければ帰帆させ、(元禄元年 1688 年 11 月 4 日薩藩旧記雜錄追録) そのことを鹿児島藩が長崎奉行に届け出していた。破船の際には、唐人達を長崎に送っていた。

今後は、(B) 中山王の願い出のとおり、漂着唐人、出所不明の異国船について、破船したときにも、福州に送ることを許す。ただし (C) 南蛮船、キリストン宗門の疑いがある異国船が漂着、もしくは破船のときは、唐人・荷物を長崎に送り届けることとした。

つまり、琉球国漂着の唐船は、これまでには破船でなければ自力帰帆させており、破船の時は長崎送りであった。それが 1696 年からは、破船であるなしにかかわらず、朝貢ルートにのせて福州経由で送還することになったわけである。

このことの持つ歴史的な意味を再確認しておきたい。すなわち、東アジア世界の中で、日本が琉球国を支配する実態が覆い隠されるとともに、中国の冊封・朝貢システムの枠組みに琉球国が再編成されたということになる。

これは清朝が台湾を拠点とする鄭氏を降伏（1683 年）させた結果、清朝中国が環シナ海の制海権を握り、琉球国を日本を中心とする鎖国の圏域の上にオーバーラップする形で狭義の冊封・朝貢システムの枠内に組み込んだこと。さらには、奄美を含む琉球国が冊封・朝貢システムの圏域内にあることを、江戸幕府が追認したことを意味するわけである。⁽⁷⁾

その琉球国への海難難民を初めて朝貢路を通して福州経由で送還した事例は、朝鮮船・人が康熙 36 年（1698）9 月に琉球漂着、翌 37 年 10 月朝鮮送還のものである。⁽⁸⁾

残念ながら 1684 年から 1696 年の間には漂着記録が無い。もっとも、漂着や偽装漂着があったけれども、そのまま帰国させていたので、記録が残らなかったとも推察できる。この間にも、元禄 7 年（1694）11 月 26 日には、琉球漂着中国人を進貢船で送還したいという琉球国からの願い出を鹿児島藩が許可しなかった事例もあり（薩藩旧記雜錄追録）、やはり 1696 年を待たねばならなかつたのである。

かくして元禄 9 年（1696）から、琉球国・奄美地域は中国を中心とする冊封体制の領域に名実共にふくまれることになったといえる。⁽⁹⁾ したがって、琉球国等を自藩領分とする鹿児島藩は、鎖国体制と冊封体制の両者の圏域に含まれることになる。そのために幕府は、鹿児島藩に対して境界領域として特別な対応をせざるを得なかつたともいえる。

もともと厳格な規制が行われていた鎖国体制のうちにあっても、幕府は鹿児島藩に対しては、あたかも鎖国の圏域外であるかの様な対応をとらざるを得なかつたといえる。

とはいえた 1696 年を過大視しすぎるわけにはいかない。この後も琉球国は鹿児島藩の領分であり

続け、キリストン禁止令の及ぶ鎖国システムの圏域内にあったことには変わりなかった。従って鎖国システムの上に冊封・朝貢システムが覆いかぶさる形になった、というのが正確な表現であろうか。
(10)

このような歴史的背景のもとで、日向国に漂着した唐船を長崎に回送させるときに、反時計回りでの遠回りの航路を日向各藩に対してとらせたと理解できる。また、これ以前における日向漂着唐船の長崎回送に関する規程や記録が存在しないので、この時期までは回送のための規制はなかったと我々は判断している。⁽¹¹⁾つまり、この時までは鹿児島経由での回送も許されていたのが改められて、すべて反時計回りになったと考えられるのである。

元禄9年より早く、鄭氏滅亡から3年後のことであるが、九州における異国海難船（遭難して漂流漂着した異国船）の取扱について、幕府の方針が長崎奉行を通して日向各藩に伝えられている。

貞享4年正月17日（西暦ではまだ1686年）高鍋藩からの問い合わせに対して、高鍋藩の長崎用達商人の糸屋五郎右衛門を通して幕府・長崎奉行からの命令「漂着唐船回送規定」が届く。（『隈江家記』三。「旧例抜書」840ページ。）

その第4条に、長崎回送についての心得が記されている。回送途次の寄港について、唐人を上陸させてはならない事に定められていた。ところが、鹿児島藩だけは、唐人を上陸させてよいことになっている。⁽¹²⁾

一 当地へ引船ニテ御送リ可被成候、御領分ヨリ当地迄ハ荒波ニテ、小船成間敷様ニ奉存候、質唐人ノ乗り候船一艘、是ニハ足輕衆御見合、御使者ノ乗船一艘、尤医者衆老人御同船可被成候、唐人共御使者衆工申上度儀可有御座候、然ル為筆端（談）又ハ病人之為ニテ可在御座様ニ存候、海上ニテ唐人本船へ日本人乗不申作法ニテ御座候、然共、風浪烈キ節ハ驚（警）固船本船ニ離ルハ事モ御座候、依之、巧者成水主二三人、其外送り之衆ノ内二三人、本船へ御乗可被成候、是ハ唐人船力ヶ出申時之御用心ニテ御座候、風シツマリ申候ハヽ、即刻日本船へ乗移御尤之御事ニ候、湊工御カヽリ之節、唐人共陸へ上リ行水ナト仕度由望可申候、且而御上ケ被成候事御無用ニ可被〔成〕候、薩摩ヨリ御送リ之時ハ、自然ニ御免有之由承之候、其外ノ国々ヨリ御送リ被成ニハ、曾而唐人御上ケ不被成候事

また第9条に、回送ルートのことが記されている。

一 引船之事、薩摩表引廻シ儀ハ驚（警）固ノ御難儀ニ可有御座と奉存候、下ノ関方へ引廻シ申分ハ、下ノ関三小瀬戸一所斗ニテ、其外六ヶ敷所ハ御座在間敷と奉存候、此段御領内之水主ニ御尋可被召置事

とあるように、反時計回りの日向国から豊後水道を通り、関門海峡を通過して長崎に至る海路をとるように命じられている。長崎までの鹿児島藩経由は141里、下関経由は191里半（同時代の「長崎諸事覚書」『崎陽群談』）で、距離的に南回りが遙かに短い。にもかかわらず下関経由をとるよう

に命じられたのである。その理由は、鹿児島経由の時計回りは「警護ノ御難儀」があるためだという。一方、豊後水道－関門海峡経路については、下ノ関三小瀬戸の一力所程度で安全だとする。実は航海上の難儀という点では、瀬戸内海に流された事例もあり⁽¹³⁾、安全だというわけでもない。ましてコスト面では鹿児島経由が有利であることは、はっきりしている。

したがって、たんに回漕技術上のアドバイスではないと理解したい。読み込みすぎの誇りを恐れずに明言すれば、この時期の環シナ海情勢のなかで、薩琉交易の海域に海難唐船を乗り込ませないというのが幕府の真意だといえるのではなかろうか。清朝による環シナ海支配体制のなかで、琉球国を薩摩－日本が支配している体制を隠蔽したいという幕府の政策意図を読み取ることが正しいと考える。

もうひとつの問題は、中村質氏が、長崎用達商人「糸屋の提議」と理解していることである。第8条の日向灘の荒波を避けて近隣の良港を借りるべき事を述べていることとあわせて、回送経路についてわざわざ長距離の反時計回りでの回送を糸屋の配慮での意見として中村氏は主張する。

しかし、回送経路だけを幕府の命令ではなく糸屋の提議とする根拠はない。実際に、この後、幕末に至るまで、高鍋藩のみならず日向国諸藩は一貫して反時計回りルートをとり続けていることからも、高鍋藩や日向国諸藩は「糸屋の提議」と軽くみたのではなく、幕府－長崎奉行の命令と理解していることがわかる。

以上の推論が正しいとすれば、幕府が鹿児島ルートを禁じた理由は、中国による支配が貫徹した鄭氏降伏後の環シナ海情勢をみすえて、鹿児島藩－琉球国圏域に回送唐船を入港させないという幕府の政策とみるべきである。

つまり、鹿児島藩に隣接する日向こそが、純然たる鎖国体制における南端の外縁に位置したといえる。そのため、幕府は長崎回送のルートについて、日向からは鹿児島藩を通過する時計回りが近距離で容易であるにもかかわらず、わざわざ遠回りで回漕に困難な豊後水道－関門海峡を経由させたのである。正真正銘の日本圏域内での回送をさせることができ、そのねらいであったといえる。したがって唐人唐船を引き渡したあと、長崎からの帰路は鹿児島藩経由の近距離海路をとることが許されていたのである。

さらには元禄2年（1689）7月に高鍋藩に漂着した唐船を長崎に回送すると、とんでもないことが待ち受けていた。⁽¹⁴⁾

漂着唐船を長崎に送り届けたら「入り目雑用銀」の勘定がなされ、唐船回送のための諸経費が唐人から支払われることになっていた。この度も、取立をすることは高鍋藩の考え方次第である。しかし、今回は破船しており、長崎奉行（立山奉行）宮城主殿の家老八十嶋武兵衛から、唐船回送諸経費の受領を辞退しろと強要され、糸屋の子息太郎兵衛と相談するよう命じられた。太郎兵衛によると、高鍋藩がどうしても雑用銀を取るとなれば、唐通事から報告書（風説書）が出されることになるが、何かと因縁を付けられて、差し引き大いなる損失を招きかねないという。そこで、高鍋藩は、やむを得ず雑用銀の請求を放棄せざるを得なかったのである。先述の通り、長崎用達商人が長崎奉行の窓口として高鍋藩に命令しているわけであるが、この回送経費の「ご馳走」にも鄭氏滅亡後に

おける幕府の唐船唐人に対する弱腰の姿勢が見える。

日向国に対する幕府の特別な関心は、日田代官配下の富高手代による日向灘沿岸漂着唐船取扱に対する執拗な監視にもあらわれている。⁽¹⁵⁾

この様に、鎖国システムは、日向漂着唐船史料を見ることによって、より鮮明になるのである。

二 17世紀の朝鮮国沿海域のキリストン取り締まり

17世紀の初めに朝鮮国が日本の鎖国システムに位置づけられていたといえるか、また清朝が環シナ海の制海権を獲得したことにより、朝鮮国を清朝中国のシステムの中に取り込んだという変化を明確に検証することができるか、がここで課題である。

(一) 冊封体制の論理に従った海難難民送還

15世紀末のこと、朝鮮に漂着した琉球人を琉球国に送還するについて、朝鮮国においての議論があった。

燕山君3年（1497）10月18日の廷議において、鄭美寿・李昌臣が「琉球国は世々中国の正朔を奉ず。今、漂流の人口は明年の聖節使に就け一時に奏辞を具して送れば、則ち但に通送に便なるのみに非ず、朝廷、本国曾て私交せざるの義を知るに庶からん」（朝鮮王朝実録）という。

明朝中国と朝鮮国間が冊封関係にある状態では、東アジアの冊封体制論理に従うならば、定められた朝貢ルートを通して海難難民を送還するのが正統な道である。すなわち、例えば朝鮮に漂着した琉球人海難難民は、中国にいたん送り、中国から琉球国役人に引き渡すのが冊封体制の論理に従った海難難民送還のシステムであるといえる。

しかし朝鮮国では、冊封体制論理の認識をもちながらも、実際には海域支配の実態や経費面等を考えて、他の方法つまり鹿児島藩経由をとったときもある。

この関係が明朝中国が衰滅することによって壊れてしまう。明朝滅亡後、清朝があらたに中国を支配するけれど、17世紀末まで海岸線の支配権及び環シナ海の制海権をもてない情況にあった。⁽¹⁶⁾

(二) 日本漂着の朝鮮人送還と朝鮮漂着の日本人送還

日本と朝鮮間の相互の海難難民送還については、清朝中国に引き渡すことなく日本の政治圏域（鎖国システム）内で処理されていたと考えて良い。秀吉の恐怖－倭乱の悪夢がいまだ覚めやらぬ時ではあったが、朝鮮としては、清朝への脅威の中で、日本との友好姿勢を保持する必要があったといえる。

仁祖25年（1647年）3月25日、東萊府使閔應協・藤智縄（有田奎兵衛）が、「閔白（徳川家光）が〔対馬〕島主に書を送り、江戸には明・清の情報が次々に届いている（1646.1）のに、朝鮮経由の情報を全くもたらさないことを詰問し、清国への日本人漂民が朝鮮経由で送還されている

ことからみて、朝鮮は清国の藩邦になったのではないかと尋ねた。この件で、平成幸が朝鮮にわたるであろう」と述べた旨を報ず。⁽¹⁷⁾ ここでは寛永21年（1644）7月に中国に漂着した越前船が、正保3年（1646）に釜山一対馬経由で送還されたことをさす。このことを取り上げて、幕府は難民送還が政治システムと深い関わりを持つことを前提とした判断をしている。すなわち、朝鮮がかつて明朝の冊封国であった様に、今は清朝の冊封国になったのではないかと幕府は疑っている。この幕府の疑惑を裏返して考えると、朝鮮国は日本の政治圏域に包含されている、日本の配下にあるべきだと幕府が明確に認識していたといえる。

幕府が懸念したとおり、これより先1645年に、清朝は朝鮮国王に対して次のように命じている。すなわち明朝を滅ぼして中外一統し四海一家となった。したがって、各国の人民は皆朕の赤子だ。日本人が中国に漂着したので、これを朝鮮国から転送し日本に帰すように、併せて朕の意を日本に知らしめるようにと命じている。⁽¹⁸⁾ 命に従い朝鮮国はこの海難難民を日本に引き渡している。

さて、それでは約40年後の台湾鄭氏滅亡後の環シナ海地域システム改変後において、朝鮮国は日本人海難難民を中国に回送して中国から日本に送還したかというと、そうではない。相変わらず、日本と清朝中国間には国交がない。ただし、中国が環シナ海の制海権を握ったので、中国から直接、日本人海難難民をすべて乍浦港等から長崎に送還することになった。従来通り、日本からも中国人海難難民を長崎交易唐船に引き渡して送還させた。また朝鮮と日本間の海難難民も相互に送還された。

ところが琉球国への康熙23年8月礼部咨文と同様の命令が朝鮮にも出されているかというと、そうではない。朝鮮への琉球国等冊封国からの漂着を中国は想定していなかったからであろうか。

（三）日本のキリスト教禁止令を朝鮮海域にも適用

琉球国へのキリスト教禁制の実行については、すでに明らかにされている。⁽¹⁹⁾

日本と朝鮮との関係について、幕府はキリスト教禁止令を朝鮮にも実行しようとしたことがみえる。このことのもつ意味は、極めて重いと考える。

『通航一覧』巻129朝鮮國部105貿易に、1639年に、日本がポルトガル船の来航を禁止した際に朝鮮に依頼したことが記される。編者によると、その後も、5・6年ごとに1644年、1649年、1686年の4度、キリスト教禁止令に協力するように、幕府が対馬宗氏を通して朝鮮国に「命令」している。

寛永十六（1639）己卯、南蠻の商舶嚴禁の外、廣く異域の交易通行せらるべきにより、對馬守義成これを朝鮮國に諭す、正保元（1644）甲申年、更に命令ありて、耶蘇禁止の旨を、義成よりかの禮曹の許に書牘を贈る、慶安二（1649）己丑年、貞享三（1686）丙寅年、またその事に及ぶ
寛永十六己卯年、明の崇禎十二年、此比我國南蠻船來り商するを禁せられしによりて、命して蠻船を除くの外、廣く異邦の商舶を引き、其貨物を通行せ

らる、公(按するに、對馬守義成、下同し、: 割注)
爰において吉田藤右衛門をして書を萊府にいたし、
其藥品糸絹優數に出し來り、貿易せむことを求めら
れなり、時に東萊府使姜大遂、我州に復せし書あり、
左に記す。

とあり、朝鮮國東萊府使姜大遂から對馬国宗氏宛の書簡
が引かれる。

その和解を引用したい。

辱ぐ華翰を承はる、邪を抑へ正を扶くるは國を治
るの大法なり、大君政令の嚴なるにあらすむは、よ
くこゝに至るへけんや、誠に欽嘆してやまさるも
のなり、示す所貿易の事、朝廷心を盡し、其求めに
副はしむ、但敵邦の產する所にあらさるものは、其
勢及びかたき事あるのみ、來使想ふによく詳かに
此意を達せん、

17世紀において、幕府は4度、朝鮮国に対し、キリスト教禁止の「命令」を出しているという。

1	1639年	己卯	寛永16年	仁祖17年
2	1644年	甲申	正保元年	仁祖22年
3	1649年	己丑	慶安2年	仁祖27年
4	1686年	丙寅	貞享3年	肅宗12年

寛永16年、幕府はポルトガル船の来航禁止を決断するについて、唐物商品を安定供給させるべく朝鮮国に依頼すると共に、キリスト教禁止令についての協力を求めている。この依頼に応えて、朝鮮国からも邪を押さえ正を助けるべく協力すること。すなわちキリスト教禁令に協力すること。貿易に関しては、唐物供給には協力はするが、朝鮮産商品でないものについては及びがたいことを述べている。

同じく『通航一覧』卷129朝鮮国部105に、キリスト教禁令に関する総括的な記述が見られる。

寛永十六年(1639)、日本有禁耶蘇商船來事之臺命、同二十
年(1643)冬、諸閣老贈書于義成君曰、耶蘇之法嚴禁之事、
宜傳達之朝鮮云々、先是義成君、被立耶蘇禁止之制
札于釜山浦、於是又贈書禮曹、被報殿下之旨、故朝
鮮置斥候于邊浦、糾察異船云云、(本州編稔略、)
戊寅(按するに、我寛永十五年なり)馬島倭來稱、南蠻人伊施端、祝
天惑民衆至三十餘萬、以執政松平伊豆守(按するに、信綱、)摠
領八十餘萬、勦滅無餘、(按するに、これ肥前国島原一揆をいふなり)甲申(按するに正保元年)

平義成書契、南蠻耶蘇宗久、即施端之餘黨、出沒
於黑菴甫島、島在中原朝鮮之間、如或漂到、務要窮
捕、乙酉（正保2年）又書稱、有一荒唐船舶於長崎、自言、天國川（天國國カ：黒木）
在南蠻暹羅之間、有宗久酋長造唐船、欲自朝鮮入日
本、請合各鎮瞭捕、具咨兵部、（方策新編載日觀要攷○按す
るに、これらの事今考へかたし、）

とある。寛永16年令に続き、寛永20年（1643）冬に幕府老中は宗義成に書を送り、耶蘇嚴禁のことを朝鮮国に伝達したという。これが翌21年（1644）のものであろう。また、これより先に宗義成は朝鮮国釜山の港にキリスト教禁止の制札を立てさせると共に、朝鮮国禮曹にたいして、キリスト教嚴禁のことを伝えた。そこで朝鮮国は、辺浦に斥候を置いて異船を取り締まるようにしたという。

島原の乱の記事の後に、1644年にキリストンが黒菴甫島という中国と朝鮮の間にある島に出没するという。翌45年には荒唐船が長崎に入港し、彼らが言うにはマカオは南蠻とシャムの間にあり、唐船を造って朝鮮から日本に入ろうとしているという。朝鮮国に取り締まりを依頼したという。まことにアラカルトにキリストン関係の記述を列べている。

徳川幕府は、対馬宗氏をとおして、朝鮮国に対して日本人海難難民を保護し、釜山で引き取ることを求めた。海難難民の送還は、両国相互の互恵関係から当然のことである。ところが、幕府はあわせてキリストンやその疑いのある者についても捕送するよう要請した。しかも朝鮮国はこの要請に従ったわけである。

（四）正保元年慶安2年キリストン禁令についての協力

さらに正保元年（1644年）にもキリストン禁令について協力を求めている。

『通航一覧』卷129に

正保九（元カ：黒木）年甲申、後光明院御宇、此年
正月、命して耶蘇の事を彼國に告しむ、同四月、
公此事を被告たり、時禮曹參議李行遇、我州に復せし
書左に記す。

と朝鮮禮曹參議李行遇からの返書がある。ここでも和解を引く。

爰に嵐价を蒙る、再び告るに、南蠻船を伺ひ捕ふる
の事を以てせらる、但我國の南蠻に於る、其海を隔
る萬里に過たり、前代よりしていた其船舶來往
の事あるをきかず、我朝に至て謹むて其界を守り、
敢て他國と貨を通せず、その或は風に漂ひ來り泊
するもの、唐船及び貴地の船に過すして、若其漂泊
の事有るときは、隨て是を搜り送り、暫くも停むる事
を許さず、是貴州の明らかにしれる所なり、且我國

禮義を以て俗をなして、彼異術（キリスト教：黒木）の
我民を眩惑する事を許さず、且海に近きの所、邊臣
をして常に是を搜り、其竊盜を防かしむ、所謂黒菴
甫島の名、今また始て是を聞き、耶蘇の妖術、衆を
惑わし、民を亂る、ともに悪むことをなすへきもの
なり、若果して示す所のことくむは、我國に在ても
また其侵盜の虞なくんはあらす、よりて沿海の兵鎮
に命して、是を伺ひ嚴に防備し、若異國の船我界に
入ることあらは、速に是を捕へ釜館に傳送せしめん、
但已往を以て是をいふときは、今日に至てかくの如き
の事あるへからざるに似たり、今貴州誠信の教を受く、
敢て豫しめ是を施行せさらむや、（以上、朝鮮通交大紀、）

とある。朝鮮国からの返答をまとめると①南蛮船を捕らえよとのことであるが、南蛮船来往のことを聞かない。②唐船日本船が漂着したら、周知の通り、すみやかに倭館に送っている。③キリスト教布教は朝鮮国において許さない。さらに、④沿海の兵鎮に命じて、厳しく防備させ、異国の船が朝鮮に入ることがあれば、すみやかに、これを捕らえて釜山の倭館に引き渡す。以上のことを朝鮮国は幕府に対して約束している。

ここまで幕府と朝鮮とのやりとりをみると、幕府が日本のキリスト教徒が明と朝鮮の境に潜伏し、今年、対馬に渡海するとの風聞があるので、不審な船は捕獲して倭館館守に送付されたい旨を伝える。

仁祖22年（正保元年1644）4月、宗義成が礼曹宛書契にて、キリスト教徒が明と朝鮮の境に潜伏し、今年、対馬に渡海するとの風聞があるので、不審な船は捕獲して倭館館守に送付されたい旨を伝える。

『通航一覧』卷129に、
正保元年（1644）甲申四月、使を朝鮮に遣はし、我國専ら耶
蘇宗門禁制の事を告く、（津島記略、）
告南蠻船耶蘇禁制事
兩國一心、除害去邪、是古今之約信也、正保元年四
月、東都傳命、以告蠻船禁海之事、且曰、南蠻耶蘇之
徒、在大明與朝鮮之中間、而今年有可行船於對州之
風說也、若夫然則悉可擒捕也、亦以此意可告朝鮮
云、初遣使者三浦喜左衛門於朝鮮、贈書於禮曹、繼
而遣裁判有田奎兵衛於朝鮮、贈書於禮曹、亦應安（慶安：黒木）

二年（1649）己丑、遣使者多田判兵衛、贈書於禮曹、告耶蘇禁、亦貞享三年（1686）丙寅、遣裁判唐坊忠兵衛、贈耶蘇禁書於禮曹也。（韓錄、）

仁祖22年（1644年）5月21日に、耶蘇宗門の党が里庵浦に赴いているので、この党を捕らえ釜山の倭館に送るように要請した。

『朝鮮王朝実録』仁祖朝卷45 二十二年五月戊申に、

東萊府使沈之溟馳啓曰、差倭原城長持書契來、以為耶蘇宗文（門）之黨今則移來千里庵浦、所謂里庵浦在中原朝鮮兩間海中、貴國須着意捕送以答關白護還漂海人之意云、備局回啓曰關伯慮此賊之漂到我國、有此捕送之請、其間事情雖未能料度、彼既來言在我不可不酬答、宜令承文院撰出文書答以嚴飭瞭望之意、上從之

とある。

釜山倭館を管轄する東萊都護府から、差倭の原城長が耶蘇宗門の党が里庵浦に移動中である。この党を捕らえて釜山の倭館に送り、漂海人を護還するの意に応えるように要請してきたことを報告。朝鮮国は、よく事情は分からぬけれど、すでに依頼があった以上は応えざるを得ないと、この要請に従った。

朝鮮国は、実際に日本からのキリストン捕縛引き渡し要請に応えて、実行している。

下記の通りである。

朝鮮仁祖22年（1644年）8月に、「これより先、荒唐船1隻（乗員52名）、全羅道珍島南桃浦港口に漂着。この月、礼曹参議蔡裕後、宗義成宛て書契にて、漂着民は中国人と自称しているが、怪しい者も混在しているようであるので、倭館へ回送すること等を伝える。（本邦朝鮮往復書9、朝鮮史5ノ3）10月17日全羅道珍島漂着広東船を対馬・長崎に回送（本邦朝鮮往復書9・10、通航一覧135）10月東萊府使沈之溟、宗義成宛て書契にて、異様船の出没につき、海防を強化する旨を伝える。長崎での取り調べにより、明人52名の中に、キリストン5名が潜伏していることが判明。宗義成、朝鮮国礼曹参判に書契を送り、宗氏および老中からの謝意を伝える。」（『対外関係史総合年表』吉川弘文館、1999年）

仁祖27年（1649）4月に「宗義成、礼曹宛書契にて、南蛮船が朝鮮沿岸に漂着した時は、前年のごとく速やかに捕縛して倭館に通達するよう、将軍より厳命が下った旨を伝える。（本邦朝鮮往復書13）」同年（1649）9月、「東萊府使、使者平成雪（多田半兵衛）宛書状にて、蔚山にて漂流民6人を捕らえて検査したが、耶蘇宗門ではなく、南京の商人であることが判明したこと。衣食を支給して対馬に送還するため、本国に帰国させるよう取りはからつもらいたいこと等を伝える。（本邦朝鮮往復書13）」同年（1649）12月、宗義成、礼曹参判宛書契にて、朝鮮国が去年秋に慶尚道蔚山に漂着した南京商船搭乗の中国人6人を日本に送還したことを謝す。（本邦朝鮮往復書13）」（『対外関係史総合年表』）

この時期、朝鮮国は朝鮮漂着中国人をも日本に引き渡して中国への送還を依頼している。

(五) 朝鮮と日本間の漂着船送還について

朝鮮と日本間の漂着船について、対馬の役割が重要である。長郷嘉壽氏によると⁽²⁰⁾、対馬藩は朝鮮と日本との漂流民を受け渡す役割を担っていた。1672年以前においては、朝鮮漂着の「倭漂民」は、先ず釜山の倭館での取り調べが行われたのち対馬に送られる。対馬で再び漂船改めが行われ、その結果を幕府に報告し、その指示に従って長崎奉行に引き渡す。長崎奉行が取り調べた後に、藩役人（幕府領では代官・手代）に引き渡すことになっていた。

これが1672年に改められ、幕府への報告指示を待つことなく、対馬から長崎奉行か大阪奉行に送ることになった。簡略化がねらいであったかというと、実はそうではない。というのは、あわせて対馬に漂着した日本船についても朝鮮船の漂着と同様の対処を行うとされたのである。（「勿論對州江漂着之船茂可為同然候」）。つまり、72年の改正は、対馬を朝鮮サイドにおくという判断に基づいているといえる。こののち25年後の97年によくやく、対馬漂着日本船については対馬藩での吟味の結果、疑わしきことがなければ、国々に帰帆させるように命ぜられた。

さて、この72年の対馬藩への日本船「漂着」に対する取扱の改正の目的は、伊藤小左衛門事件の後も絶えない日朝間密貿易に対する幕府の対策の一つであったと思われる。⁽²¹⁾

かく対馬藩は、日本一朝鮮間の境界領域として、幕府によって、朝鮮と同視されることもあったわけである。朝鮮との間には、鄭氏降伏以前に抜け荷問題が重要視されていたのである。鄭氏との抜け荷に係わっていた長崎唐通事の顕川道隆など長崎華僑社会の大立て者が、朝鮮との抜け荷にも絡んでいたものと想定できる。

(六) 朝鮮漂着オランダ船デ・スペルウェール号事件

このような朝鮮半島海域における情況のもとで、よく知られている重大な事件が勃発した。すなわち、長崎貿易のために台湾を出航したオランダ船デ・スペルウェール号が、1653年8月に濟州島に漂着した。28人が死亡し、36人が生存していたが、全羅道におかれている内に20人が死亡し、16人になった。1666年夏にその内の8人が逃走し、長崎五島に漂着してしまった。

この事件について、朝鮮王朝実録顯宗7年（1666）10月23日に次の記事がある。

東萊府使安噴馳縝啓言、「差倭橘成陳等密言於譯官等曰、『十餘年前、阿蘭陀郡人三十六名、載三十餘萬兩之物貨漂到耽羅、耽羅人盡奪其貨、散置其人於全羅道内、其中八人、今夏乘船、潛逃來泊江戸、故江戸欲詳其始末、將欲修契於禮曹、所謂阿蘭陀乃日本屬郡來黃老（貢者：中村）也、曾年相約以有荒唐船漂到、即通者不翅丁寧、而今者不惟不通乃〔朝鮮：中村〕反奪其貨留其人、是果誠信之道乎、差倭出來則必上京呈書契、本府及接慰官問答與禮曹所答書契無異同、可無錯違之端、且島主與江戸執政有隙、而今此事幾係是重大、如或相違則島主先受其禍云』、上下備局議之回啓曰「状啓所謂阿蘭陀人、似是頃年漂到蠻人而服色與倭不同、且言語不通、故不知其為某國人、何所據而入送日本乎、當初敗船物件使漂人輩、各自區處在我既無所失、又無可諱之事、差倭之來以是答之而已、宜令譯官試問其服色及言語與倭同否、觀其所答、然後備將蠻人實狀言及以此回移為便」、上從之

差倭橘成陳（井出六左衛門）が「10余年前、耽羅（濟州島）に漂着し、全羅道に散置されていたオランダ人の内、8人が、今夏、日本に脱出してきた。幕府がこの経緯を調査するために礼曹宛

に書契を送ろうとしている。使節が渡來した場合、東萊府・接慰官の回答が礼曹的回答と相違してはならない。相違すると、「島主が先ず禍をうける」と述べる。この日、備局は、この対策につき、「差倭が渡來したら、『いわゆるオランダ人は、言語不通で何国人であるか分からず、日本に送れなかつたのであるし、漂着民の貨物を奪ってはいない』と答えるのみ」と答申した。朝鮮国王はこれに従う。

朝鮮王朝は、このことを重大な問題ととらえ、日本との漂着民送還の約条を破った事への言い訳を取り繕うことに苦慮している。さらには朝鮮王朝は、この問題を口実にして、幕府が日光東照宮への香火の費用を朝鮮に出させようとしているとの疑惑を抱いていた。⁽²²⁾

以上のことから、朝鮮王朝は幕府からキリスト教禁令を命じられて受け入れているだけでなく、琉球国と同様に幕府に隸属を強いられる情況に直面していることを危惧していたと理解できる。このように明朝滅亡後においてもなお、朝鮮国は日本に対して外交的に従属した姿勢が続いているといえる。

この状況に大きな変化が現れたのは、やはり鄭氏台湾滅亡のことである。朝鮮から日本にキリスト教を布教する計画があるとの情報を受けて、幕府が厳戒態勢を敷いた。

幕府は、台湾鄭氏滅亡後の中国の状況について、下記のオランダ風説書、(唐船風説書『華夷変態』にまぎれている)などからの情報で、キリスト教布教についての心配をしたと考えられる。穿った見方をすれば、オランダ人による商業上のライバルである唐船・唐商を陥れるための偽りの「情報」であった可能性もある。

『華夷変態』卷13 貞享4年（康熙26年、1687）に、次の通りの文面が見える

風　　説

- 一 北京江差遣候使者に、小頭役之おらんだ人相添申候、此小頭壹人并同下人十二人は使者北京 [ム] 罷歸候刻、彼地江残し置申候、然處南蠻國北京へ罷在申ばてれん共に遣申候書状、其紙面に其方共事、北京之首尾次第に日本江可參候、勿論衣類駄も唐人之下人之形にまなび可罷渡る候、日本之様子潛に見計、委曲可申越候、依其返事、南蠻國ム日本へ船を可差越候、且又此南蠻書状は右北京江残し置候おらんだ小頭、才覺を以紙面を書寫し、右之使者北京を罷立候、跡ム追掛差遣候由にて、使者じゃがたらへ持參、ぜねらるへ見せ申候、右ばてれんども若日本江渡り居申儀も可有御座哉と、早々申上候様にと、ぜねらる申付候御事、
- 一 右のばてれん共、第一天文學并諸國之口、又日本言葉も能存知候由、北京 申來候御 事、
右之通、實不實之儀は不奉存候へども、早々可申上之旨、ぜねらる申付候之故、書付指上げ申候、
以上

古かぴたん こんすたんてんらんすと
新かぴたん へんでれきはんいとのむ ⁽²³⁾

卯七月廿二日

右之趣、貳人之かぴたん密に申上候に付、我々和ケ差上げ申候、

本木庄太夫
横山與三右衛門
加福吉左衛門

右三通、八月十五日、大久保加賀守より來

オランダ通詞の本木、横山、加福の3名が新旧オランダ商館長2名から得た情報を日本語に翻訳して、貞享4年（1687年）7月22日に老中に伝えた。

ホントかどうかは分からぬが、とりあえずのという勘所を押さえた機密情報に、老中大久保加賀守は突き動かされた。

オランダが北京で入手したというポルトガルによるキリスト教布教情報は、幕府に深刻な危機感をあたえた。幕府は唐人の下人の姿での日本へのキリスト教布教計画というオランダ情報によって動搖し、唐人に対して従来の長崎市内難居をやめて隔離策をとる決断をし、唐人屋敷（唐館）を造って入居させた。

長崎に唐人屋敷が建設されたのは、抜け荷防止のためという経済的な理由を中心に考えてきた。しかし、唐人屋敷建設の直接的な理由は、やはりキリスト教の禁制であったと考えるべきである。⁽²⁴⁾

（七）貞享3年（1686）のキリスト教ご制禁伝達

池内 敏（『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、平成10年、42ページ）は、下記の対馬宗家文書（公儀被仰上）C②1）を引いて、「明清交替が最終的に完成して遷界令が撤廃される状況を背景にして、清朝中国でキリスト教の布教が行われているとの懸念が老中から表明されている。そのため、中国—朝鮮経由でキリスト教が日本に入ってくる畏れも生じてくるところから、その点の取り締まりを強化するように」という。

口上覚

去々年八月九日、於御城各様御列座ニ而大久保加賀守殿被仰渡候者、唯今唐一統之事ニ候故、切支丹宗旨も取扱ひろめ申候様ニ其聞へ有之候、朝鮮之義者北京と相続候間、自然朝鮮國ニもひろめ候而、朝鮮筋より日本へ差渡申儀も有之哉と被思召上候、弥念入可申付之由被仰付候、依之耶蘇宗門御制禁之旨蒙仰候段朝鮮筋江申候処、返簡到来仕候付差上之候、

以上

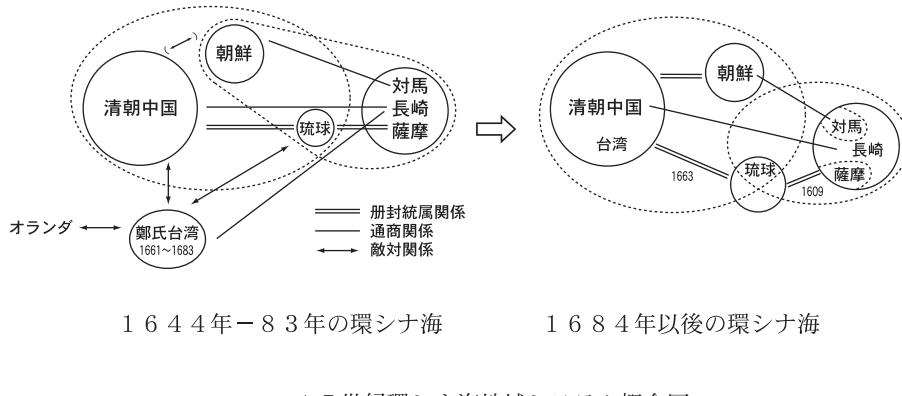
（貞享五年）五月晦日

もとより朝鮮へのキリスト教取り締まり要請は、前記の如く1639年からであるが、去々年の貞享3年（1686）8月9日に、老中首座の大久保加賀守忠朝⁽²⁵⁾が幕閣に対し、次のような提案と報告をしている。すなわち、清朝による台湾制圧を背景に、清朝中国でキリスト教布教も広められているとの情報が入っている。朝鮮は北京と陸続きであるため、朝鮮から日本にキリスト教徒が渡来する心配があるので、これまで以上にキリスト教ご制禁のことを朝鮮に伝えた。2年後の貞享5年5月になって朝鮮からの返答が届いた、という。ずいぶん返答が遅いということ、内容が不明であることから、もはや環シナ海地域における中国の政治支配権が確立しており、朝鮮国としては

幕府にたいして追随する必要がない情況になったためと判断できる。⁽²⁶⁾

清朝が環シナ海の制海権を獲得したばかりのこの時期、1686年に、幕府としての朝鮮国へのキリスト教禁止の「命令」を打ち出したのを最後に、幕府はウチ向きの政策をとる方向への転換を遂げざるを得なかった。こののち、清朝が環シナ海の制海権を獲得しているという現状を幕府は追認せざるを得なくなり、朝鮮への政治介入も影を潜めることとなった。

その総仕上げが、先の琉球国冠船による朝貢ルートでの海難難民送還を幕府が認めるという政策変更に帰結する。すなわち1696年からは、中国船はもとより、朝鮮船や東南アジア諸国等の中国冊封国の船が琉球国に漂着した際に、海難難船民の送還について、破船であるなしにかかわらず、琉球国の朝貢ルートにのせて福州経由で送還することを幕府が認めるに至ったわけである。



(八) 中国の内地である台湾と冊封国である朝鮮国・琉球国との違い－さらにその外側の日本

明暦元年(1655)8月6日、島津光久は、老中松平信綱に、清国が琉球国に冠船を遣わす由を口上し、清朝の衣冠・衣服が、琉球国に強制された場合の対応を伺った。(薩藩旧記雜錄追録、島津家文書16559.13、島津家列朝制度卷21、1228－1233) 8月22日に幕府は、清国が琉球国に清の弁髪・衣冠の制を要求してきた場合、琉球国はそれに従うように命じた(琉球御掛衆愚按之覚)。たいそう心配したが、しかし結局は、強制されることはなかった。そのわけは『清実錄』康熙22年(1683)5月23日の条に「上曰、台灣賊皆閩人、不得與琉球・高麗比。」とあるように⁽²⁷⁾、康熙帝は台湾には閩人が居住しており、中国とみなす。しかし外藩属国である琉球国や朝鮮国との取扱を中国国内と同一にせず、その風俗には介入しなかったからである。

一方、中国領土とみなされた台湾では、中国大陸と同様に、髪を剃り弁髪を強いられることになった。もともと台湾は漢人居住地域ではなく、中国ではなかったが、オランダによる漢人入植政策等により福建人等漢人の住むところとなっていた。⁽²⁸⁾ 鄭氏とその配下も大半が閩南人(南福建人)であり、台湾が中国人世界と認識されていたからであった。紆余曲折あったものの、康熙22年(1683)8月13日に清朝施琅が台湾に上陸し、鄭克塽の剃髪降伏によって決着したわけである。⁽²⁹⁾

む　す　び

小稿では、鄭氏台湾・東寧国が1683年に滅亡したことにより、環シナ海地域システムがどのように改変したかを考えた。そのために、前史としての幕藩体制形成期、明朝中国が衰退し滅亡し、さらに清朝中国がいまだ環シナ海地域の制海権を獲得するに至らない時期と東寧国降伏後の朝鮮半島海域と琉球国海域について、比較考察した。

その結果、次のようなことが判明した。

第1に、琉球国をめぐる日本と中国との支配権限のありかたに関わり、海難難民送還システムが変化した。従来は、琉球国に漂着した中国人海難難民は、唐船が破船したときには長崎を経由して日本ルートで回送されていた。しかし、幕府の承認のもとで1696年以後は、すべての中国人海難難民が進貢ルートにのせて送還されることになった。朝鮮船・人やその他の中国の冊封国船・人についても、同様に朝貢ルートを通して中国から送還されるシステムに変改されたのである。もとより実際には薩摩船での朝鮮国への直接の送還もあったけれど、ほぼ原則と実態とが一致している。⁽³⁰⁾

第2に朝鮮国は日本に統属されてはいないが、17世紀30年代から、琉球国とほぼ同様に日本の政治圏域（鎖国体制）のなかにあり、幕府からの再三のキリスト教禁止要請に協力する姿勢をとってきた。それは明朝滅亡後においても継続していたことが確認できる。しかしながら、鄭氏滅亡後には、朝鮮国は名実共に清国に冊封国としての政治支配を受けることになった。かくして幕府からのキリスト教禁止要請をはね除けることができたのであり、幕府も1686年以後は、朝鮮国に対して強い姿勢をとり得なかったといえる。

第3に、清朝が環シナ海の制海権を確保したため、日本では日向国からの中国人海難難民の長崎回送ルートが、反時計回りに定められた。これは鹿児島藩海域を通過させることを避けたい幕府の意図によると考えられる。

また、唐人によるキリスト教の流入を避けるために、長崎では唐人屋敷を設けて入居させ、従来の雑居状態を改めて唐人隔離政策をとった。

第4に、しかしながら朝鮮国と日本との海難難民送還システムについては、17世紀末にもとくに変化がなかった。

明朝滅亡後も朝鮮国は反清的動きをとった。しかし、鄭氏が降伏することにより清朝が環シナ海制海権をにぎったため、朝鮮国も名実共に清朝の配下に入った。

鄭氏東寧国の降伏により、台湾がはじめて中国の領土になっただけでなく、琉球国が清朝冊封体制の枠組みに名実共に組み込まれることになった。もとより幕府・鹿児島藩は、環シナ海の表の世界では、琉球国を中国の冊封国として扱うが、実質的には幕藩体制内の「異域」としての琉球国支配を幕末まで実行したのである。

註

- 1) 例えばロナルド・トビ『近世日本の国家形勢と外交』（創文社、1990年）pp.42-44、第5章は外交儀礼を詳細に分析している。
- 2) 上原兼善『幕藩体制形成期の琉球支配』（吉川弘文館、2001年）pp.342-3。
- 3) 黒木國泰「鎖国と海防 2 一小学校社会科教科書記述について」『宮崎学園短期大学教育研究』第7号、2011年3月。
- 4) 山本博文『鎖国と海禁の時代』（校倉書房、1995年）。
- 5) 明朝において航海の守護神媽祖は天帝の妃、すなわち天妃であった。『大明会典』礼部、天妃。
- 6) 清実録聖祖仁皇帝卷115、『華夷変態』卷10貞享2年2月7日壹番福州船の唐人共申口。
- 7) 黒木國泰「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏－漂流・漂着船関係史料を中心にー」『華僑ネットワークと九州』（中国書店、2006年）。
- 8) 小林 茂、松原孝俊、六反田豊「朝鮮から琉球、琉球から朝鮮への漂流年表」『第七屆中琉歴史関係國際學術會議中琉論文集』1999年。721頁（同名の『歴代宝案研究』第9号、1998年を転載）
- 9) 清朝皇帝からはじめて琉球国中山王に任命されたのは、順治11年(1654)7月である（清実録卷85）。
- 10) 黒木前稿「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏－漂流・漂着船関係史料を中心にー」では、琉球国が朝貢システムの中に入ったことを強調しすぎて、「鎖国システムから朝貢システムへ」としたのを修正したい。
- 11) 中村 賢「漂着唐船の長崎回送規定と実態」『近世近代史論集』吉川弘文館、1990年。『近世対外交渉史論』2000年に再引）。
- 12) 中村 賢前掲「漂着唐船の長崎回送規定と実態」。鹿児島藩の支藩・佐土原藩漂着唐船の事例でも、①唐人を上陸させている。②長崎回送に陸路をとっている③質唐人をとっていない。
- 13) 安政2年2月25日午後大雨の中を航行し、周防徳山領内下松に流された。黒木國泰「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記（下）」『宮崎女子短期大学紀要』第30号、2003年3月。
- 14) 「元禄2年に高鍋藩屏田村沖で難破した唐船について（下）」『宮崎学園短期大学紀要』第3号、2011年。
- 15) 安政2年に江南蘇州府太倉州崇明県宋福盛船が高鍋藩領に漂着したとき、高鍋藩の記録に、正月13日、日田西国郡代配下の手代が「日の丸の小指を立て、仰々しき様子にて……なにかと理屈立ててもち込みの口舌につき、甚だ憎むべきとは存じ候」と言っている。黒木國泰「安政2年高鍋藩漂着唐船護送日記（上）」『宮崎女子短期大学紀要』29号、2002年3月、42頁。
- 16) 荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、1988年）などが明らかにしていた。
- 17) 朝鮮王朝実録仁祖25年3月25日に、

東萊府使閔應協馳啓曰、藤智繩言大君致書於島主、以為此處則南北京消息連續相聞、而島主素與朝鮮相厚、一不通報是何故耶、島主欲趨未入往之前、詳細傳報云、又曰以漂民之事、言之則清國送于我國、朝鮮與清國果非相好而然耶、大明時朝鮮為藩邦、即今貴國之於清國亦如是耶、平成幸今將為此出來云
とある。

- 18) 清世祖実錄順治11年（1645）に
十一月己酉朔。諭朝鮮國王李倧曰、今中外一統、四海為家。各國人民、皆朕赤子。務令得所、以廣同仁。前有日本國民人一十三名、泛舟海中、飄泊至此。已敕所司、周給衣糧。但念其父母妻子、遠隔天涯、深用憫惻。茲命隨使臣前往朝鮮至日、爾可備船隻、轉送還鄉。仍移文宣示、俾該國君民共知朕意。
- 19) 真栄平房昭「琉球のキリスト教禁令と東アジア」『九州文化史研究紀要』第34、1989年。
上原兼善前掲『幕藩制形成期の琉球支配』等に詳しい。
- 20) 長郷嘉壽「長崎県立対馬民俗資料館宗家文書資料」『長崎奉行関係文書調査報告書長崎県文化財報告書131集』（長崎県教育委員会、1997年）。
- 21) 黒木國泰 前掲「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏」。
- 22) 中村栄孝『日鮮関係史の研究』下（吉川弘文館、1970年）432頁。
- 23) 長崎オランダ商館長はConstantin Ranst de Jonge、Hendrick van Buijtenhemである。
なお、同文が『通航一覧』巻二百四十七にある。
- 24) 前年から着工の唐人屋敷が、元禄2年(1689)に竣工した。長崎貿易唐船が急増し、貿易制限令による積み戻り唐船が増加し、抜け荷が増加した。抜け荷の防止が中心的課題となつたがために、長崎市街での唐人雑居が禁止され、唐人はすべて唐人屋敷（唐館）に収容されることになったという経済面からの説明もある。が、やはりキリスト教禁止が幕閣にとっての最大の課題であり、唐館建設の目的であったといえる。
- 25) 大久保加賀守は1677年老中、1681年同首座。1698年辞職。
- 26) ところが貞享4年（1687）6月に「礼曹參議李恩永、宗義真宛書啓にて、キリスト教取り締まり強化要請に対し、海防を厳重にし、異国船入港の際には拿捕して倭館に回送する旨を伝える（本邦朝鮮往復書34）」とある。またこの書啓は翌年2月17日に幕府に到来したという。そうであれば、朝鮮国がこの時期に幕府の支配を離脱したといえるか、疑問である。
- 27) 先是、福建總督姚啟聖疏言、海賊劉國軒、遣偽官學、齋書至、請照琉球高麗等外國例、稱臣進貢、不薙髮登岸。應否如所請、請旨定奪。上曰、臺灣賊、皆閩人。不得與琉球高麗比。如果悔罪、薙髮歸誠。該督撫等、遴選賢能官、前往招撫。或賊聞知大兵進剿、計圖緩兵、亦未可料。其審察確實、倘機有可乘、可令提督即遵前旨進兵。至是、姚啟聖奏、遣福州副將黃朝用往諭、劉國軒等仍如前言。上乃趣。施琅速進兵。（清實錄卷之一百九）
- 28) 曹永和『台湾早期歴史研究』（聯經出版社、1979年）。
- 29) 黒木國泰 前掲「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏」。
- 30) 黒木國泰 前掲「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏」。

小稿は2012年9月に台湾中央研究院人文社会科学研究中心での報告論文である。

いつもの様に、劉石吉先生、朱德蘭先生、劉序楓先生、湯熙勇先生ほか、研究院の先生がたにお世話をいただきました。記して感謝申し上げます。

